

2021 ハトマークセミナー

相続の新常識

弁護士 浦 田 益 之

I 相続に対する関心(その一)

〔新しく生じた社会的要因〕

1. 「長い老後」をどう生き抜くか

長寿時代を迎え、亡くなる人の多くは、80代から90代だ。

それだけでなく、夫の死後、妻は10年以上生きることになった。

平均寿命(2019年)

男 81.41歳

女 87.45歳

→ 45年後(2065年)

男 84.95歳

女 91.35歳

「いつまでもあると思うな親と金」のうち、金はともかく、親については、そうとはいえなくなった。

そのうえで、相続は、親子の問題よりも、今や、<u>夫婦の問題</u>となりつつある。

2. 誰もが「認知症」になる

認知症の定義

記憶障害のほかに、失語、失行、失認、実行機能の障害が1つ以上加わり、その結果、社会生活あるいは職業上明らかに支障をきたし、かつての能力レベルが明らかに低下した状態

病名ではなく,症候群を指す。

誰でもがかかり得るし、加齢と切り離すことができない。

認知症の有病者数は年々増え続け、2020年で約602万人(16.

7%) とされているところ、厚生労働省は5年後の2025年には約730万人になると推計している。

65歳以上では、20.6%の5人に1人だ。

さらには、2065年では、34.4%の1154万人になるから、3 人に1人ということになる。

そうなると、当の本人は判断能力を欠き、

- 相続のことが手に付かない。
- ・夫婦とも認知症となれば、故人の意思を代弁する者がいなくなる といった事態が起きる。

遺言無効の争いが多発するだけでなく,故人の意思が分からなければ, 遺産を前にしての争いとなり,かつこれが長期に亘って続く。

若年認知症も加わると,介入する者も出てきて,収拾が付かない。

- 3. それに、相続税の「増税」が待っている。
 - 2015年の税制改正で課税対象者が急増した。

基礎控除

- 1相続5000万円→3000万円
- 1相続人1000万円→600万円

国税当局は富裕層への課税をターゲットにしているし,生前贈与を相 続とみなして,その課税枠を拡大する構想もあるやに聞く。

Ⅱ 相続に対する関心(その二)

[ベースとなる少子高齢化]

1. 高齢者(65歳以上)人口

2018年

1億2644万人

(高齢者 3558万人・21.1%)

 \downarrow

2065年

8808万人

(高齢者3382万人・38.4%)

2. 年少者人口(0~14歳)

1542万人 12.2.%

 \downarrow

2065年

898万人 (10.2%)

出生数は、昨年86万5234人まで下がった。

45年後は、生産年齢人口(16歳~64歳)が51.4%の4529 万人になるので、高齢者1人を1.3人現役世代が支えることになる。

3. 人口は国力であり、人口の減少は、即国力の低下に結びつく。

それが、日本の場合少子高齢化は、世界最高にして、その進み具合も最 速ときている。

これまでとは違い、国が発展し、子孫が繁栄するといった構図が崩れつつある。

「美田を残さず」は、美徳ではあるが、親も子も、そんなことをいって おられず、相続は「生活の手段」となってきた。

今までは、家庭裁判所に持ち込まれる遺産分割事件の遺産総額は500万円以下がその4分3以上を占めていたが、「金持ちは喧嘩せず」とはいかなくなる。

- 4. 高齢化の原因は、次の点にあるが、それが「家族と世帯」の在り方に変容をもたらした。
 - ①生活環境の改善,食生活・栄養状態の改善,医療技術の進歩等によって,年齢調整死亡率が大幅に低下した。
 - ②少子化が進行し若年人口が減少したことによって、単独世帯と夫婦のみの世帯が全体の半分を占め、一人暮らしが増える方向にある。これまでの家族は、一つの世帯には親がいて、これと同居する子がいると想定されてきたが、この形が崩れ始めた。

それが家族の在り方とされていたから,

- ・家の財産は、散逸させない
- ・子のうち同居する者は親の面倒をみて世話もする

との常識がまかり通ってきた。

しかし, 社会の実相が変わり, 家族の在り方が問い直されつつある。 特に, 親の介護について, 子らが押し付け合ったり, 対価を得ての介 護に拘ったりする。

相続人以外の者が療養看護に当たっていても、子らがそれを意に介さなかったりする事例もある。

「この親にしてこの子あり」だ。

5. こうして、いくつかの事情が重なり、現行の相続制度の見直しは、既 定の方針とさえなっていた。

民法(相続法)の改正は、2018年7月6日行われ、相続の常識は 一新となった。

- Ⅲ 高齢配偶者の生活をどうして維持するか
 - 1. 配偶者居住権

従前の不都合

配偶者が、このまま住み続けたいと考えたときは、当該建物を相続するか、相続した他の相続人から借りる以外に方法がなかった。

その場合は、建物の評価が高く付き、他の遺産、特に現金や預貯金が 手に入らず、生活の維持が困難となる。

残された配偶者は、高齢ときているので、住居を探して新しい環境 の下で生活を始める訳にはいかず、そしてまた、再婚でもしている と、配偶者の子との関係も良好な場合が少なく、当該建物を借りて 使うこともままならない。

また、借りても賃料が要るし、無償使用なら退去を求められる心配が残る。

取得の要件

- ・被相続人が所有していたこと
- ・配偶者が居住してきたこと
- ・遺産分割協議(調停を含む),遺贈(または死因贈与),家裁の審判の方法によること

権利の内容

- ①法定債権である
- ②善管注意義務の下に、無償での使用をなし、所有者の承諾を得て 第三者から収益もできる
- ③建物全体が対象
- ④登記請求ができる 登記すると、排他的権利を持つ
- ⑤譲渡不可
- ⑥期間は終身の間

但し,通常の必要費は自己負担となり,返還義務がある。

権利の評価

(例)

マンション

築10年

鉄筋コンクリート造住宅

耐用年数 47年

固定資産税評価額 2000万円

相続時の年齢 70歳

平均余命 約20年

年3%の現価計算率 0.554

居住権付き所有権の価額 508万円

居住権の価額 1492万円

2. 配偶者短期居住権

配偶者は、被相続人が死亡しても、一定期間は無償で当該建物を使用することができる。

平成8年12月17日付最判の趣旨を明文化した。

被相続人の許諾を得て同居していたとき、特段の事情がない限り、 遺産分割により当該建物の所有関係が確定するまでの間は、引続き 相続人との間において使用させる旨の合意があったと推認して、使 用貸借関係が存続するというべきである。

配偶者居住権と違う点は,

- ・使用は居住部分に限られる。
- ・収益ができない(被相続人が一部を貸していたとき)
- ・善管注意義務または用法違反,無承諾の第三者使用などがあると, 当該建物を取得した者はこの権利を消滅させることができる。

権利の消滅

・遺産分割によって当該建物の帰属が確定したとき

または

相続開始時から6か月を経過する日のいずれか遅い日

- ・第三者が遺贈により当該建物を取得したとき 消滅の申入れを受けてから6か月を経過した日
- ・義務違反があり建物取得者から意思表示を受けたとき
- ※配偶者が再婚したときの扱い

規定がない

3. 持戻し免除の推定

従前の不都合

夫婦の間で財産の生前贈与または遺贈があると、それが生計の資本と みなされると、相続人間の公平を期するため、これを特別受益として 扱い、持ち戻して遺産に加算することになっている。

しかし、被相続人の意思は、特定の相続人に多くの利益を与えること にある。

持ち戻しを免除しておく方法も認められているが,特別の方式が必要 とされておらず,争いが起きる原因の一つでもあった。

推定の要件

- ①婚姻期間が20年以上の夫婦
- ②居住用の建物またはその敷地

一般にも、居住用の不動産は夫婦の協力によって形成されたものが多く、これを一方の配偶者に渡すのは、その貢献に報いたり老後の生活に役立てたりすることになり、持戻しを考えていないと見て取れる。

老後の生活保障

手っ取り早い方法は、配偶者の相続分を増やすことになるが、パブリックコメントでは反対論が多数であったことから、これに変わるものとして採用された。

IV 家制度の存続を絶った

1. 遺留分

相続分の1/2

兄弟姉妹にはない

その効力を物権的なものと構成することで,家の財産が散逸するのを 防いできた。

2. 一つの矛盾

被相続人は、生前、自己の財産を自由に処分することができた。

ところが、生前贈与や遺贈が相続人の遺留分を侵害したとして減殺請求することによってその効力が否定されることになる。

請求権が行使されると, 共有関係が生じてしまい, 即これを解消する には共有物分割という別の手続を経なければならず, これでは, 会社 経営の場合, 円滑な事業承継ができない。

遺産争いの多くは遺留分絡みであり、会社経営では内紛の火種となっている。

- ・株主権を行使するには代表を決めて会社への届出が要るが、それが できなくなる。
- ・相続人の株式共有持分を買い取ろうとすれば、資金の都合をつける 必要に迫られるし、売却に応じてもらえないことも起きる。
- ・共有物件を勝手に処分してしまうと、相続人から不法行為の責任を 追及される。

3. 解決方法

遺留分減殺請求の効果を、物件的なものから債権的なもの(金銭債権化)に切り替えた。

共有関係が発生しない。

それに加え、相続人に対する贈与は、10年の間になされたものに限 定した。

但し、悪意による場合は期間の制限はない。

V 取引の安全を害してはならない

1. 権利の承継と対抗要件

従前の扱い

- ・法定相続分を超える部分につき、対抗要件が必要(相続人がいったん 取得した権利を変動させることになるため)
- ・不要となる例
 - ①法定相続分
 - ②相続分の指定
 - ③「相続させる」旨の遺言(遺贈と解すべき特段の事情がない限り遺産分割方法の指定を定めたもの)

不動産 登記

動 産 引渡

債 権 通知

2. 変更

- ①はそのまま
- ②と③については、法定相続分を超える部分は対抗要件が要る。 相続放棄の結果による取得部分は不要
- 3. 債務の場合

可分債務につき、当然分割(判例—相続分の指定があったケースの判断は出ていなかった)

「相続分の指定がなされた場合であっても,各共同相続人に対し,法定相続分に応じてその権利が行使できる」

VI 相続人以外の者の貢献も評価される

1. 無償での療養看護その他の労務提供によって被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与があったケースの取扱い

相続人の妻が夫の父(母)の療養看護に努めた

「特別寄与料」支払請求権

- 2. 特別縁故者の制度があるが、相続人不存在の場合にしか使えない。
- 3. 人的範囲

相続に相続人以外の者が参加することになるので、被相続人の親族に限られる。

- 6 親等内の血族配偶者
- 3親等内の姻族

内縁の配偶者, 事実上の養子, 同性婚のカップルの一方は対象外

VII 遺言を書いておく必要が出てきた

1. 「財産を残すなら遺言を残せ」は西洋のことわざにある。

「備えあれば憂いなし」は、遺言にも当てはまるが、認知症に備えて遺言を書き憂いを無くしておく必要も出てきた。

また, あとに残る配偶者の生活を保障してやる意味合いが強くなっている。

今では、生活のことがあり、「虎は死して皮を残し、人は死して名を残 す」なんていっておれないのではないか。

被相続人の意思が分からないことがまた紛争の原因にもなったりするからだ。

明確なメッセージを残せる人は、確固たる人生を築いてきたことに通 じる。

- 2. 「もめる危険度」チェックリスト
 - ①財産の殆んどが不動産
 - ②共同名義で所有している財産がある
 - ③再婚しているか、内縁の相手と暮らしている
 - ④配偶者の親戚との折合いが悪い
 - ⑤相続人に未成年者、障がい者、認知症者がいる
 - ⑥相続人以外の家族に介護その他の面倒を見てもらっている
 - ⑦相続について, 夫婦や家族と話したことがない
- 3. 遺言には方式や手続きのルールがある。
 - ①自筆証書遺言 家裁での検認
 - ②公正証書遺言

証人立会

公正証書遺言の数

2017年 11万3137件(10年間で1.5倍) 自筆証書遺言(検認件数)

1万7394件

③遺言事項

財産に関する事項

・相続分や相続分の定めを第三者に委託 特別受益の持ち戻し免除 相続人間の担保責任の指定 遺産分割の禁止(5年まで)

遺産分割方法の指定

- 遺贈
- ・寄付や一般財団法人の設立
- ・信託の設定

身分に関する事項

- ・子の認知
- ・未成年後見人の指定
- ・ 推定相続人の排除・ 取消

遺言執行に関する事項

・ 遺言執行者の指定

その他の事項

- ・祭祀承継者の指定
- ・生命保険受取人の指定・変更(生命保険は遺産ではない)

4. 付言事項

- (1)家族への感謝の気持ち
- (2)遺言の動機
- (3)財産分配の意図や理由
- (4)遺品の処分方法
- (5)葬儀の方法
- (6)残された家族への希望や願い

5. 新ルール

①方式の緩和

目録についての作成と差替え

加除訂正の方法は変わらず

「加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更し

た旨を付記して特にこれに署名捺印し、かつ、その変更の場所に 印を押さなければ、効力が生じない」

②保管制度

相続開始前

- ・ 遺言書の保管
 - 遺言保管所の遺言
 - 保管官に遺言者自らが申請する
- ・方式の適合性につき外形的に確認する
- ・閲覧および撤回ができる
- 検認手続不要

相続開始後

・関係相続人等は遺言書情報証明書の交付請求と遺言書の閲覧請求ができる

遺言書の画像

保管申請書の記載事項

保管を開始した年月日

保管所の名称および保管番号

- ・この場合,遺言保管官は、相続人、受遺者および遺言執行者に対 し通知し、相続人らに遺言書の存在を知らせる
- ・何人であれ、遺言保管官に対し遺言書保管事実証明書の交付請求 ができる

保管の有無,遺言作成の年月日,遺言保管所の名称および保管 番号

6. 「相続させる」旨の遺言

(1)「相続させる」旨を用いたものは、遺贈か遺贈と解すべき特別の事情がない限り、「遺産の分割方法」(遺産分割の方式を指定するものと、

遺産分割により特定の遺産を特定の相続人に取得させることを指定 するものがある)を定めたと解され受益相続人に単独で処理できる 権限が認められてきた(最判1991年4月19日)

(2)新法の扱い

遺産の分割の方法の指定として,遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨のものを「特定財産承継遺言」 と呼び,遺言執行者の権限につき明確にした。

権限の内容

- ①不動産および動産の対抗要件
 - 従来は権限なし

受益相続人は,引き続き単独でできる。

- ②預貯金の払戻請求権および解約申入権
- ③被相続人が別の定めをしたときは、遺言執行者はこれに従わなければならない。

Ⅷ 預貯金債権のルールが変わる

1. 可分債権

預貯金債権につき、当然分割から分割協議の対象になる(最判2017年4月6日判決)

2. 救済策

(1)払戻請求権

口座・名義ごとにその1/3に法定相続分を乗じた額(同一金融機関の場合150万円まで)

標準的な生活費や葬式費用の額その他の事情を勘案して決定

(2)仮処分

要件緩和

- ・遺産分割の審判または調停の申立てがある
- ・ 債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情が存する
- ・相続人の申立てによる
- ・他の共同相続人の利益を害しない限りその全部または一部を取得させる

IX その他

1. 3点セット

所有財産を管理するには,

- ①元気なうちは自分でできる
- ②死後については遺言する

が、判断能力を失ったときどうするかの問題がある。

それには、親族等の請求に基づき、療養看護と財産管理を行うことを 職務とする成年後見人を家裁で選任してもらう方法がある。

成年後見制度

しかし、本人にとっては、誰が成年後見人に選ばれるのか分からない し、自分の意思が尊重されないおそれがある。

判断能力があるうちに,信頼できる人との間でそれが失われた時点以 降の財産管理を委ねておく制度がある。

任意後見制度

任意後見契約(公正証書以外は認められない)

この制度は、判断能力を失うまでは効力が生じないので、その間の財産管理を委託する必要が別に生じる。

財産管理契約(任意後見契約移行型)

公正証書遺言を作成してもらう際,

移行型の財産管理契約

任意後見契約

をセットで依頼する例が多くなっている。

- 2. よりよく生きるため遺言する
 - (1)大切な人を守るため最後で最大の贈物をする。
 - (2)遺言することが自分にとって今後の人生をデザインする。